

## 第35回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

### 日 時

令和5年6月22日（木）午後2時00分～午後4時22分

### 場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

### 出席委員（議席番号順）

1番：田代委員， 2番：金田（典）委員， 3番：櫻井委員， 4番：刈部委員，  
5番：佐藤委員， 6番：篠崎委員（会長）， 7番：天谷委員， 8番：吉澤委員，  
9番：関根委員， 10番：本多委員， 11番：塩田委員， 12番：相澤委員， 14番：平出委員，  
15番：恩田委員， 16番：岩上委員， 17番：駒場委員（会長職務代理），  
18番：金田（裕）委員， 19番：鎌倉委員， 21番：手塚委員，  
22番村田委員（会長職務代理）， 23番：入江委員， 24番：福田委員

### 欠席委員

20番：竹原委員

### 会議経過

#### 1 開 会

出席委員22名で法定定数に達しているため、開会を宣する。

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議長選任

宇都宮市農業委員会会議規則第4条の、「会長は総会の議長となり議事を整理する」  
との規定に基づき、議長を会長とする。

#### 4 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号3番の櫻井委員，5番の佐藤委員の両名を指名する。

#### 5 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

#### 6 議 事

**議 長** それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から3号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第1号から3号までの3議案のうち、議案第2号及び議案第3号については、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、条件を付して許可すべきものと調査しております。

議案第2号及び議案第3号については、賃借人が同一であるため、併せてご説明いたします。平石地区の申請です。賃貸人は、賃借人の営農に協力するため、賃借人は、経営規模拡大のため、申請地に10年間の賃借権を設定する旨の申請です。賃借人は、平成29年9月20日に設立した法人で、障害者福祉サービスを目的とした農地所有適格法人以外の法人です。賃借人は、高根沢町及び市貝町に、合わせて8,096平方メートルの耕作地があり、高根沢町及び市貝町農業委員会に耕作状況について確認済です。申請地は、就労支援の一環として、従業員及び利用者により、サツマイモを作付けする予定です。農機具の調達状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しており、営農に支障はありません。なお、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、次の3つの解除条件を付して許可すべきものと調査しております。

- 1 権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること
- 2 地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- 3 権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること

以上3つの条件であります。

**議長** 議案第2号及び3号について、質疑願います。

**委員** (質疑等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第2号及び3号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。議案第1号について、事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第1号についてご説明いたします。平石地区、清原地区の申請です。貸人は、経営を移譲するため、借人は、経営主として経営を確立するため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、トマトを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

**議長** 議案第1号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。2ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第4号から10号までの7議案を一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第4号から10号までの7議案のうち、議案第9号は農地所有適格法人に対する許可のため、条件を付して許可すべきものと調査しております。

議案第9号についてご説明いたします。富屋地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人は、令和3年3月1日に設立された法人で、農産物の生産販売等及びその加工品の販売等に関する事業を主な目的としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人であります。申請地にはイチゴと椎茸を作付する予定です。農機具の調達状況は、電動耕運機2台、ショベル1台、トラクター1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第9号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第9号について「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく、効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消す旨の条件を付して許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第9号を除く、議案第4号から10号までの6議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、水稻を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認

していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号についてご説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、ネギ、キャベツ等を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター2台、管理機1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地もすべて耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。申請地には、二条大麦、ナスを作付けする計画です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題ないものと調査しており、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。申請地には、自家消費野菜を作付けする計画です。また、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないものと調査しており、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号についてご説明いたします。姿川地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅に隣接した農地に自家消費野菜を耕作するため、申請地を贈与により取得する旨の申請です。農機具の調達状況は、管理機1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号についてご説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認してい

ることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

**議長** 議案第9号を除く、議案第4号から10号について、質疑願います。

**委員** 議案第7号の譲受人は2人いるが、年齢を教えてください。

**事務局** 2人の関係は夫婦であり、お互い24歳です。

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第9号を除く、議案第4号から10号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号を上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第11号についてご説明いたします。上河内地区の申請です。申請人は、現在の住宅敷地が手狭なため、拡張して農家住宅を建築する旨の申請です。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽で処理後水路へ放流するため、西鬼怒川土地改良区へ土地改良施設多目的使用申請書が提出されております。雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、令和5年5月18日付けで農振農用地から除外され、除外後は、土地改良法による換地処分を受けた土地であることから、第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと思われることから、農地法第4条の許可要件を満たしていると調査しております。

**議長** 議案第11号について、質疑願います。

**委員** (質疑等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第11号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。議案書4ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第12号から18号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第12号についてご説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、園芸用土を採取するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。借受人は、平成14年6月13日に設立した法人で、土木建築資材の販売及び園芸用土の販売等を目的としております。事業計画については、安全対策

として、保安距離については、隣接する宅地から3メートル、それ以外は2メートルを設け、掘削角度は45度、掘削の深さは2メートルを遵守し、周辺には防護ネットを設置する計画となっております。また、作業時間は午前8時から午後5時となっております。埋戻し用土については、主に下野市から調達する予定となっております。表土については、申請地の表土70センチを利用する計画です。園芸用土の販売先については、鹿沼市にある法人3社となっております。使用する重機等については、自社所有のバックホウ2台、ブルドーザー1台、10トンダンプ5台、鉄板30枚はリースする計画となっております。資金計画については、事業費の全額を自己資金により賄う計画となっております。金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前回地は壬生町の田8,697平方メートルで、令和2年3月27日に許可を受け、農地に復元されていることを壬生町農業委員会に確認しております。申請地は農振農用地で、原則不許可とされておりますが、一時的な利用に供するためのもので、農地に復元される計画であることから、不許可の例外に該当するものです。また、申請書には、「隣接土地所有者からの同意書」及び「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと、採取後は耕作可能な農地に復元し、農業委員の現地立会のもとで完了報告を行うこと、周辺住民等とのトラブルや災害が発生した場合は全て自己責任で対応する旨の誓約書」が添付されております。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人が所有する太陽光発電施設が道路に接していないため、申請地を売買により取得し、進入路として利用する旨の申請です。譲受人は、平成29年10月24日に設立した法人で、太陽光による発電事業を主な目的としております。譲受人は、経済産業省から設備認定を受け、申請地に隣接する山林にメガソーラー発電所を設置し、東京電力との接続契約が締結した後に、通路部分を農地転用する予定となっていたもので、申請地部分は砂利を敷いて利用する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、メガソーラー発電所部分の土地を含めた事業費の全てを、既に支払済みであり、領収証の写しが添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置することから、第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用

の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号及び15号については、関連する一つの事業であるため、併せてご説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は、事業拡大に伴い、申請地を売買により取得し、新たに自動車整備工場を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条1号の「公益上必要な建築物」に該当します。譲受人は、平成16年12月1日に設立した法人で、一般貨物運送業、自動車整備業等を目的としております。事業計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、整備工場である建物一棟と10台分の車両置場を整備する計画です。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に浸透ますを設置して敷地内で自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が0.1ヘクタールの第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号についてご説明いたします。雀宮地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽にて処理後に水路に放流する計画となっております。令和5年3月24日付け「うつのみや中央土地改良区からの施設使用承認通知書」が添付されております。また、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和5年5月18日付けで農用地から除外され、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置することから、第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（以降、「集落に接続して設置されるもの」）」に該当するものです。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号についてご説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、一般住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自

己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集团的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第18号についてご説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和5年5月18日付けで農振農用地から除外され、除外後は、土地改良法による換地処分を受けた土地であることから、第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

**議長** 議案第12号から18号について、質疑願います。

**委員** 議案第12号について、掘削の深さが2メートルとのことだが、採取する土の種類を教えてください。

**事務局** 赤玉土です。

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第12号から18号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。

日程第4「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案第19号を上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 日程第4相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてご説明いたします。

議案第19号は、雀宮地区の願出です。上御田町に住む相続人が、宮の内3丁

目の農地4筆、計2,072平方メートルについて相続税の納税猶予に関する適格者である証明を受けたい旨の願出です。相続税の納税猶予に関する適格者である要件として、被相続人が農業を営んでいたかどうか。その相続人が引き続き農業経営を行うと認められるかどうか、猶予を受けようとする農地が被相続人によって耕作されていたかどうか、という3つの要件について、提出書類、農家台帳、小作台帳、現地調査等で確認したところ、全ての要件を満たしており、適格者として証明することに問題ないものと調査しております。

議長 議案第19号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号について、「適格者と認める」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第20号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定」について、ご説明いたします。相対による契約になります。

議案第20号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りが1件になります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第20号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第20号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。7ページをご覧ください。

日程第6「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、議案第21号から63号までの43議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく案件がありますので、該当する議案を先に審議いたします。

8ページ議案第50号は、15番委員が借受者となっておりますので、15番委員の退出を願います。

(15番委員退出)

議長 議案第50号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第50号をご説明いたします。議案第50号の借受者は、議席番号15番

委員でございます、上河内地区の計画です。田の貸し借りが1件になります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

**議長** 議案第50号について、質疑願います。

**委員** (質疑等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。

議案第50号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。

議案第50号が終了しましたので、15番委員に入室・着席していただきます。

(15番委員入室)

**議長** 審議済みの議案第50号を除く、議案第21号から63号までの42議案について、事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第21号から議案第24号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが1件、畑の貸し借りが3件です。

議案第25号及び議案第26号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りが1件、畑の貸し借りが1件です。

議案第27号は、横川地区の計画です。田の貸し借りが1件です。

議案第28号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りが1件です。

議案第29号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りが1件です。

議案第30号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが1件です。

議案第31号及び議案第32号は、国本地区の計画です。田の貸し借りが2件です。

議案書8ページをご覧ください。議案第33号及び議案第34号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りが2件です。

議案第35号から議案第38号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りが4件です。

議案第39号から議案第49号、議案第51号から9ページ、議案第53号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りが14件です。

議案第54号から議案第63号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが10件になります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

**議長** 審議済みの議案第50号を除く、議案第21号から63号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済みの議案第50号を除く、議案第21号から63号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。10ページをお開きご覧ください。日程第7「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(所有権移転の決定について)」、議案第64号から66号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定」について、ご説明いたします。

議案第64号は、雀宮地区の計画です。譲受人の公益財団法人栃木県農業振興公社(以下、「県公社」と言います。)が、譲渡人から、下反町町の田1筆790平方メートルを売買により取得するものです。

議案第65号は、雀宮地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、下反町町の田3筆667平方メートルを売買により取得するものです。

議案第66号は、雀宮地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、下反町町の田1筆138平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第64号から66号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第64号から66号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。11ページをご覧ください。

日程第8「令和6年度宇都宮市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について」、議案第67号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「令和6年度宇都宮市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書案」についてご説明いたします。まず、目的ですが、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等の利用の最適化に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するため、関係行政機関に対して意見書を提出するものです。意見書を作成するにあたっての基本的な考え方として、農業委員・推進委員から提出された意見を基に作成しています。皆様から提出された意見の概要ですが、担い手への農地利用の集積・集約化については15件、遊休農地の発生防止・解消についても15件、

新規参入の促進については13件、その他農業施策については15件、合計58件です。次に、意見書案の内容ですが、別紙をご覧ください、担い手への農地利用の集積・集約化について、(1)担い手の確保・育成支援として、①地域における集落営農の組織化に向けた支援の拡充および地域農業者の意識醸成に向けた取組の強化、②「人・農地プラン」に登載することで受けられる中心経営体への支援の拡充および周知の強化、③農業経営の安定のため収益性の高い作物への転換等、所得向上への支援の継続・強化、④「人・農地プラン地域計画」(目標地図)は、人と農地を結びつける地図であり、多くの農業者の参画が必須であることから、地域に根ざした計画となるよう、各地域への周知・説明の強化および目標地図の素案作りに向けた取組への支援の継続。(2)基盤整備事業の推進として、①水田の大区画化・汎用化および小規模な基盤整備の推進や農業者負担の軽減支援など市独自の支援策の拡充、②基盤整備に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから、制度の分かりやすい周知と活用方策の提案、農地所有者の意識醸成や地域の実情に応じた基盤整備の推進、③農地中間管理機構が行う「農地中間管理機構関連農地整備事業」の活用を促進するため採択要件の緩和の国への働きかけ。次に、2の遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地・耕作放棄地対策として、①市の遊休農地再生交付金などの支援策についての周知の強化、②遊休農地を活用した特産物となる作物の生産に関する支援策の周知の強化、③「農地の守り手、支え手」のより一層の確保を図るための支援策の活用に向けた周知の強化。(2)有害鳥獣の被害防止対策として、①ICT等先端技術を活用した有害鳥獣対策の継続・拡充、②地域の実情に応じた藪の刈り払いや捕獲・回収等の有害鳥獣被害防止対策への支援や周知啓発の強化。次に、3の新規参入の促進について、(1)新規就農者支援・育成として、①農業に関心のある若者を呼び込むため優良事例の紹介など、幅広い分野への広報活動の継続・強化、②「新規就農者育成総合対策事業」や市独自の支援策を含め、支援全般についての分かりやすい周知および支給要件の緩和など活用しやすい制度になるよう国への働きかけの強化、③作物生産の効率化・高品質化に取り組めるよう、技術の習得を含めた就農支援策の拡充、④就農後も安定した営農ができるよう、様々な媒体を活用した情報発信・ネットワークの構築など、農業経営や地域生活に係る実践的・継続的なサポート体制による支援の継続・強化。(2)農業経営の継承支援として、①後継者・第三者への継承事業の周知の強化および普及啓発、②離農者が所有する農地や農業用施設等の有効活用および栽培技術の確実な継承に向けた支援の充実・強化。最後に、4のその他について、(1)多面的機能支払交付金事業の促進として、①地域住民の意識の醸成を図るため、交付金事業の周知啓発の強化、②地域全体で農地等を維持するための共同活動に取り組む活動組織に対する支援の強化。(2)女性農業者等への支援として、①

女性農業者が地域農業の担い手として活躍できるよう、きめ細かな支援やサポート体制の充実、②地域で活動する農村女性組織や女性農業者による宇都宮産農産物を活用した加工・販売などの6次産業化への支援の拡充。(3)地産地消・販路拡大への支援として、①地産地消を含めた地場産農産物の消費拡大・販路拡大など、農業所得向上に繋がる支援の拡充、②生産者が農産物のブランド力向上に繋がる高品質化、高価格化に取り組める支援の強化。(4)市民と農家の交流支援として、①市民と農家が交流できる場の提供・拡充、②独身農業者の結婚支援の継続・拡充。(5)生産コスト低減対策として、農作業の効率化・省力化に向け、ICT・AI等を活用した先端技術の導入によるスマート農業の推進、②低コスト生産資機材(機械・設備等)の購入支援および普及推進の継続・強化。

(6)都市農業の振興・都市農地の保全として、①都市農業における営農支援の継続・拡充、②「生産緑地制度」導入後の状況・課題等を踏まえ、農業者の意見を汲み取りながら運用区域の見直しなどの実施。(7)農業用水の渇水対策事業として、天水により耕作している地域の水不足解消のための安定した用水の供給。(8)災害対策として、①被災した農業者の速やかな営農再開に向けた復旧支援策の拡充、②水利施設等の計画的な機能保全対策の継続・強化、③「防災重点ため池」の防災・減災対策の継続、④田んぼダムについては、長期的に効果が得られるような維持・管理体制の整備。以上が意見書の内容となります。

**議長** 議案第67号について、質疑願います。

**委員** 遊休農地・耕作放棄地対策の支援については、それぞれに応じた支援策ということか。

**事務局** 様々な支援策がありますが、幅広く農業者に活用していただくため、それぞれの支援策について周知の強化をお願いします。

**委員** 女性農業者の支援について、きめ細やかな支援とはどのようなものなのか。

**事務局** 女性農業者に対する支援については、現在、市の施策の中でも少ないことから、女性農業者に特化した支援策の充実をお願いします。

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第67号について、「原案のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** ご異議がないので、そのように決定します。12ページをお開きください。日程第9「生産緑地地区に指定した農地の利用状況について」、議案第68号から72号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 「生産緑地地区に指定した農地の利用状況について」ご説明いたします。宇都宮市長より、令和4年度に指定された生産緑地地区の農地の利用状況について意見を求められております。議案第68号は旧市地区、議案第69号及び議案第70号は国本地区、議案第71号及び議案第72号は豊郷地区の生産緑地地区

であります。議案第68号から議案第72号までの全ての農地の利用状況について、地区調査会で調査した結果、「農地として適正に利用している」ことを確認しております。

議長 議案第68号から72号について、質疑願います。

委員 議案第69号、議案第70号の宝木本町の農地には何を作付するのか。

委員 水稻である。

議長 他に質疑ありますか。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第68号から72号について、「農地として適正に利用していると認められる」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。13ページをお開きください。日程第10「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」、こちらは、本日举行う合同調査会の結果を踏まえて審議するため、先に報告事項に入ります。14ページをお開きください。それでは、事務局より報告願います。

事務局 (報告事項について説明)

議長 それでは、一度、総会議事を中断して、合同調査会を行います。

(合同調査会終了後)

議長 総会を再開します。議案書の13ページをお開きください。日程第10「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」、先ほどの合同調査会での意見を、農業委員会の意見とすることに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。

議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (特になし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議長 すべての審議が終了しましたので、以上で第35回定例総会を終了します。

(閉会 午後4時22分)